

婦人関係資料シリーズ N0.3

婦人の地位についての調査

1949年婦人週間調査

労働省婦人少年局

## はしがき

日本で始めて婦人が參政権を行使してから満四年の記念日を迎えるにあたり、婦人の地位についての新しい調査資料をおめにかけられるのを嬉しく存じます。婦人少年局の仕事は一般婦人、女子及び年少労働者の実態調査、政策の確立、啓蒙宣傳であります。今まで殆んど手のつけられていなかつた婦人の地位についての参考資料がおいおいにまとまると共に、それらが婦人の実質的な解放を刺戟する上に役立つことを切に願つております。

1950年3月

婦人少年局長 山川菊榮

## 内 容 目 次

	頁
1. 調査の目的	1
2. 調査期日	1
3. 調査地域及び調査対象	1
4. 調査方法	1
5. 調査票回収状況	2
6. どんな人達が調査されたか	3
(1) 年令	3
(2) 学歴	3
(3) 配偶者の有無	3
(4) 本人の職業	4
(5) 夫又は家の職業	4
7. 総計の結果	4
(1) あなたは終戦前と今日とくらべて毎日の生活において婦人の地位が向上したと思 いますか	4
(2) あなたは婦人の地位の向上を妨げているものは何だと思いますか	5
(3) あなたは婦人の地位をもつと高めるためにはどうしたらいいと思いますか	7
(4) あなたは男の人も一しょの会合で自由な気持でどんどん意見を発表することができますか	8
(5) あなたは女人が男の人たちと議論をするのは良いことだと思いますか	9
(6) あなたは内職をしたり、お店や夫の仕事を手伝つたり、あるいは外に出て働いた りしてどの位家計を助けていますか	9
(7) 日常の家計費は誰があつかっていますか	11
(8) あなたは家族の大変な問題（たとえば子供の学校の問題とか、結婚の問題など） の決定に自由に意見を述べますか	12
(9) あなたは婦人会、青年会、組合あるいは研究会、修養会のような会合に出席しま すか	13
(10) あなたは新聞を読みますか	14
(11) あなたが先月読んだ雑誌の名を全部書いて下さい	14
(12) あなたは1月23日の衆議院議員の選挙のとき投票しましたか	16
(13) 次の場合に新しい民法の條文ではどうなっていますか	17
(14) 婦人少年局では色々なパンフレットやリーフレットを出していますがみなさんは どんな内容のものが懸念ですか	18
8. あとがき	20

(14) 夫婦に男の子が2人、女の子が1人居る家庭で夫が亡くなつた時誰が財産  
    を相続しますか

(14) 婦人少年局では色々なパンフレットやリーフレットを出していますがみなさんは  
    どんな内容のものが懸念ですか

8. あとがき

## 統 計 表 目 次

第1表 府県別調査票回収状態	2
第2表 どんな人達が調査されたか(年令別)	3
第3表 どんな人達が調査されたか(学歴別)	3
第4表 どんな人達が調査されたか(配偶者の有無別)	3
第5表 どんな人達が調査されたか(本人の職業別)	4
第6表 どんな人達が調査されたか(夫又は家の職業別)	4
第7表 家計費への寄與とその管理の割合(夫又は家の職業別)	12
第8表 家庭内における発言権(年令別)	18
第9表 雑誌の分類	15

## 統 計 図 表 目 次

第1図 婦人の地位の向上を妨げているもの(学歴別)	6
第2図 婦人の地位の向上を妨げているもの(未既婚別)	6
第3図 地位向上を妨げているもの及び促進するための要因	8
第4図 公けの席で自由な気持で発言できるか(学歴別)	8
第5図 発言に対する考え方(年令別)	9
第6図 どの位家計を助けているか(未既婚別)	10
第7図 どの位家計を助けているか(本人の職業別)	10
第8図 どの位家計を助けているか(夫又は家の職業別)	10
第9図 家計費の管理(年令別)	11
第10図 家計費への寄與とその管理(夫又は家の職業別)	12
第11図 会合への出席率(年令別)	18
第12図 雑誌の購読	15
第13図 結婚後姓はどうなるか(未既婚別)	17

X X X X X

## 婦人の地位についての調査

## 1. 調査の目的

この調査は第一回婦人週間中の行事の一つとして全國各都道府県で開催した講演会、討論会、座談会等に出席した婦人がどのような階層に属しているか、実生活面ではどういう状態にあるか、又婦人解放についてどのような考え方を持っているか等を知り、今後の啓蒙教育の対策資料とするために行つたもので特に次の諸点について婦人参会者の意見をまとめたものである。

- (1) 昭和22年5月に新憲法が実施されて以来、我國の婦人がどの程度解放されたか、その地位は向上したか、更にこの問題に対する婦人自身の認識の程度を明らかにすること。 81
- (2) 婦人の発言に対する考え方及び現状を知ること。
- (3) 経済面からみた婦人の地位の現状を把握すること。
- (4) 多く読まれている雑誌を通じて教養の程度及び傾向を推察すること。
- (5) 政治や法律に対する関心と理解の程度を明確にすること。

## 2. 調査期日 昭和24年4月10日～16日（第1回婦人週間）

## 3. 調査地域及び調査対象

見本抽出としては対象が片寄るのであるが、婦人週間に各地で催された講演会、討論会、座談会等に出席する婦人の階層をも併せて調査したい希望から各県一ヶ所を選定し（但し大阪府及び長崎県は現地の都合により調査を実施せず、山梨県は事故のため回収不能）これらの会合に出席する婦人を対象にすることとした。

この結果として、このような会合に出席する比較的高い意識を持つと思われる婦人層が対象となつたために、この調査の結果として現われたものは、一般婦人大衆の現状よりはやゝ意識の高いものとなつたと推察されるのでこれを参考にされる方々はその点を考慮して御覽いただきたい。

## 4. 調査方法

前記会合の来会者のうち、婦人のみを対象として入口で調査票を渡し、会場に於て自社法をと



#### (4) 本人の職業

調査の対象となつた会衆者を職業別にみると第5表に示すように家庭婦人36%、俸給生活者33%となつてゐるが、前表において既婚者が58%あつた事を考え合せると現在の社会的、経済的條件の下で有夫の婦人或いは未亡人の職場進出が相当多くなつてゐる事を示しているといえよう。

第6表 夫又は家の職業

総 数	5,711	100%
俸給生活者	1,720	30
工業業	170	3
商業業	425	8
農業業	862	15
漁業業	17	0*
その他の	207	4
記入なし	2,310	40

(註) \*印は1%未満

第5表 本人の職業

総 数	5,711	100%
家庭婦人	2,060	36
俸給生活者	1,879	33
商業業	150	3
農業業	174	3
その他の	250	4
記入なし	1,197	21

#### (5) 夫又は家の職業

夫又は家の職業をみると俸給生活者が最も多く30%、次は農業の15%、他はすと率が低くなつていて対象が片寄つてゐるが、この事はこの調査が大部分都道府県内の大都市で行われたためである。

みると「相当向上したと思う」者と「少しは向上したと思う」者の合計は未婚者では88%、死別離別の者は85%、有夫の者は88%となつていて未婚の者の率がやや高いが、「向上したと思わない」者の率は未婚者は他の者より低くなつてゐる。

第2問、8問は上の問題にひきつづいて婦人の地位の向上を妨げている原因及び向上を促進するための要因をさらに突込んで質問し自由な解答を求めたのであるが第1問においては無記入がわずかに2%であつたのにひきかえ、2問、8問とも答えなかつた者の率は25%にも上つていて、第1問では何れかの項目に答えていながら具体的に向上を妨げる原因やそれを向上させるための要因を把握していない婦人がこうした会合に出席している婦人たちの中にさえ相当数あることを示している。答えた者についてその意見を分類すれば次の通りである。

#### (2) あなたは婦人の地位の向上を妨げているものは何だと思いますか。

従来の封建性及び慣習の残存	42%
男性及び世人の無理解	35
家事の不合理	30
婦人自身の無自覚と消極性	27
経済の不安定	14
教育程度の低かつたこと	9
政治及び社会機構の悪いこと	2
社会教育施設の不備	1
婦人の経済的独立の欠陥	0*
子供の多いこと	0*
その他	0*

(註) \*印は1%未満。数字は回答者を100とした割合。

この質問については1人で数個の回答をした者があるので総計は100を越す。

男女同権が認められて民法は家庭内における婦人の立場を保護し、婦人にも参政権が與えられ、教育上の機会均等も実現したが、婦人の地位はまだ実質的には低くその向上を妨げているものたくさんある。

この調査に現われた婦人の声では、従来の封建性や慣習が婦人の地位の向上をはばむ第1に位し(100人のうち42人の割合)その他でも男性や世人の無理解とか、家事の不合理の如き旧来の慣習や封建性を示すものが高率である。

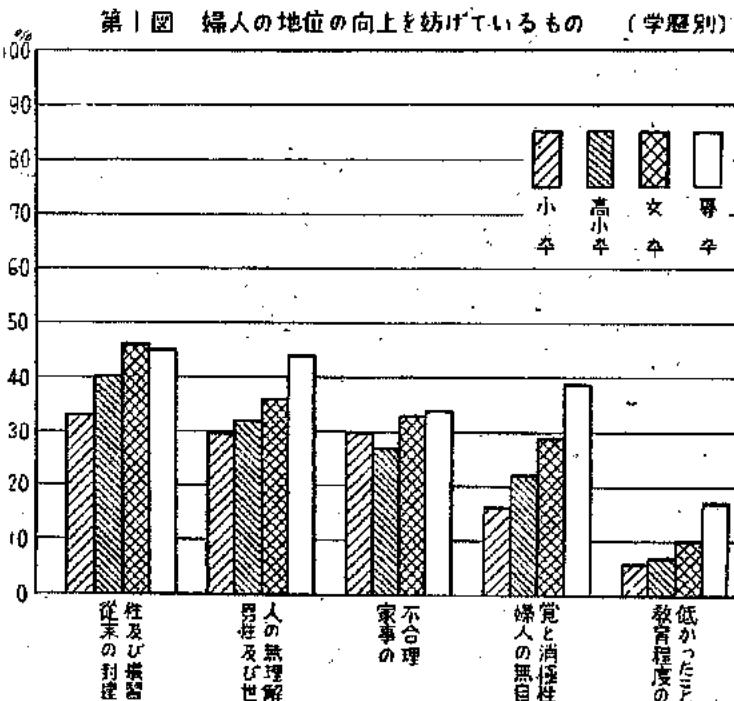
### 7. 総 計 の 結 果

#### (1) あなたは終戦前と今日とくらべて毎日の生活において婦人の地位が向上したと思いますか。

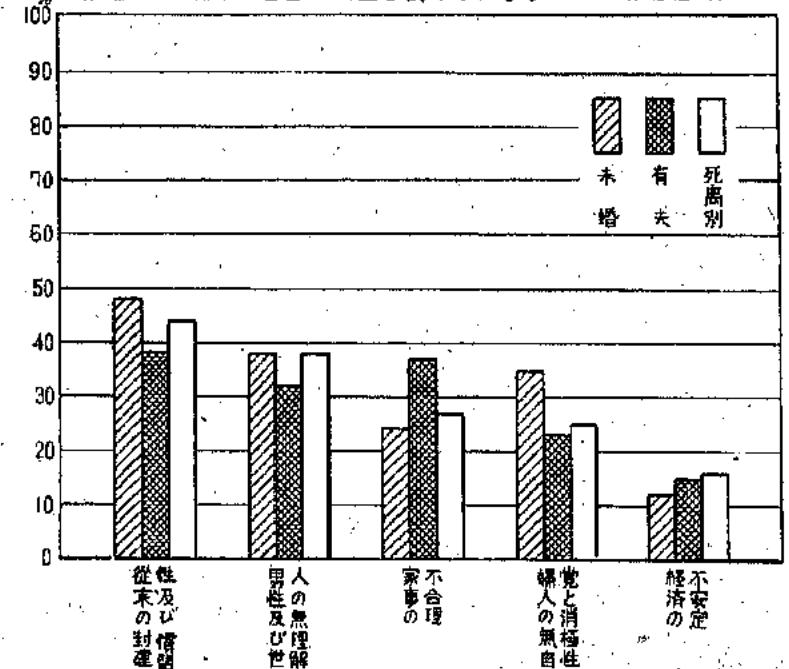
相当向上したと思う	14%
少しは向上したと思う	70
向上したと思わない	12
わからない	2
記入なし	2
	100%

終戦後新憲法の施行に伴つて民法はじめ種々の法律が改正されて婦人の地位は法律的には男子と同じ程度まで引き上げられたのであるが、この質問は日常生活において婦人自身がそれをどのように感じているかを知るために、まずははじめにかけられたが、この問題に対して「少しは向上したと思う」と答えた者が70%を占めていることは一概うなずけるところであろう。これを未婚既婚別に

これを学歴別にみると、殆んどどの項目においても学歴の高くなるにつれて回答が高くなっているが、未婚既婚別では、「従来の封建性及び慣習の残存」と「婦人自身の無自覚と消極性」を指摘した者は未婚者に多かつたが、「家事の不合理」をあげた者は殊に有夫の者に多かつた。「経済の不安定」



第2図 婦人の地位の向上を妨げているもの（未既婚別）



は生活の実感を反映してか、未婚、有夫、死別別の者の順に高くなっている。

(3) あなたは婦人の地位をもつと高めるにはどうしたら良いと思いますか。

婦人が自覺し、積極性を持ち教養を高める	74%
家庭生活の合理化	27
男性及び世人の理解	19
教育の向上	10
社会教育施設の完備	4
婦人の経済的独立	3
婦人の組織	3
経済の安定	2
従来の封建性及び慣習の打破	2
政治及び社会機構の改革	1
産児制限	0*
その他	1

(註) \*印は1%未満。数字は回答者を100とした場合。

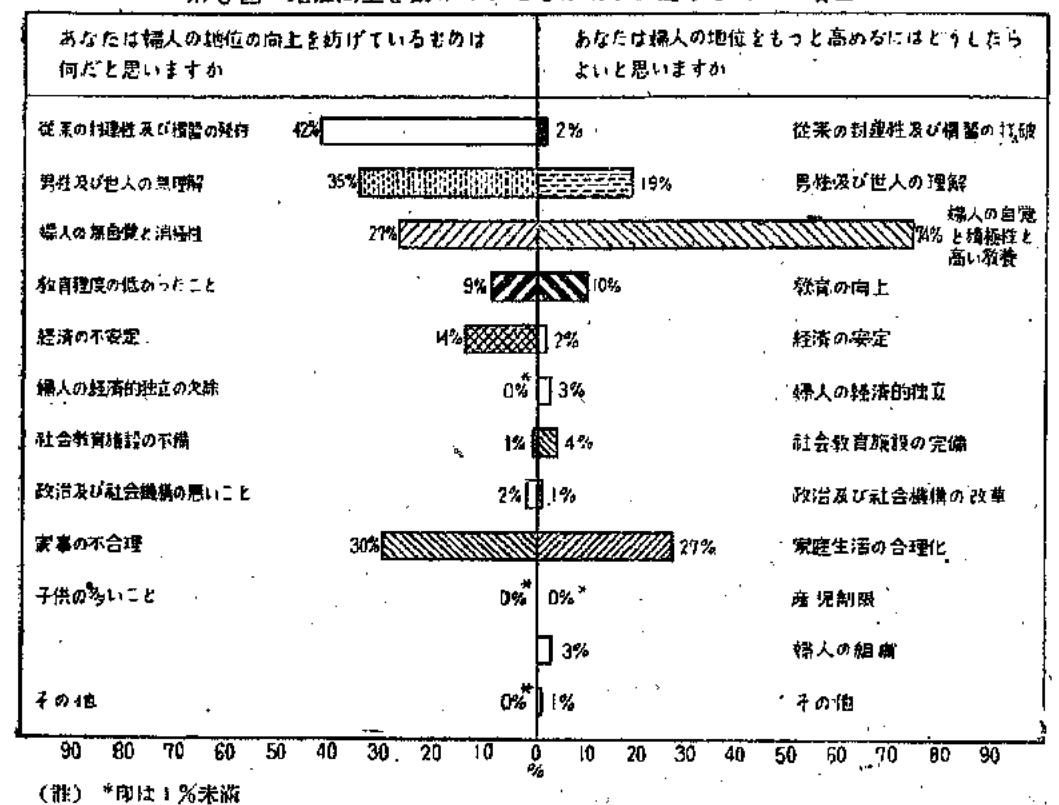
1人で数個の回答をした者があるので総計は100を越す。

次に婦人の地位をもつと高めるにはどうすればよいかを聞いてみると、第3図に示すように、妨げるものが社会の封建性や慣習であつたのにひきかえ、婦人の自覺、積極性が他をひきはなした最高率で回答者100人のうち74人までがこのことを指摘している。これは封建性を打破するためにも婦人自らの努力が先決問題であり、このことを自覺していると見るべきであろう。

なお、率としては少いが、「教育の向上」、「社会教育施設の完備」、「婦人の経済的独立」、「婦人の組織」等のように具体的な形で地位を高める方法をあげていることは注目すべきである。しかし一般的には、2問、3問を通じて男女の平等或は婦人の地位の向上ということが漠然とした形でしか把握されていないといえるであろう。

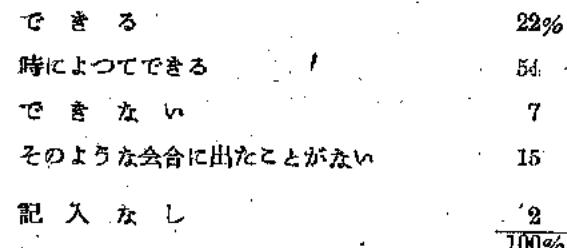
未婚既婚別では、「婦人自身が自覺し、積極性を持ち、教養を高める」ことを婦人の地位向上の要因として強く主張した者は未婚者に最も多く未婚者100人につき80人の割合であるが、有夫の者は100人に対して70人の割合で最も低かつた。「家庭生活の合理化」は有夫の婦人からの声が一番高く有夫の者100人のうち82人までがこのことを指摘しており、次は死別離別の者、未婚者の順になつてている。

第3図 地位向上を妨げているもの及び促進するための要因



(註) \*印は1%未満

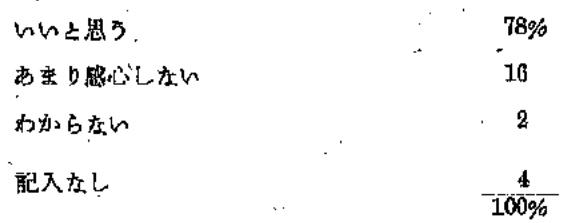
(4) あなたは男の人も一緒に会合で自由な気持でどんどん意見を発表することができますか。



この問に対する答には、はつきり「できる」といっている者が第2位の22%あつたことは婦人が相当積極的になつてることを示していると思われる。これを年令別にみると「意見を発表できる」と答えた者は20才未満は17%、20才代18%、30才代20%、40才代24%、50才代35%、60才代38%と年を取るに従つて率が上昇している

が、反対に「できない」と答えた者は60才以上の者を除き年令の高くなるにつれてふえている。学歴別では第4図に示すように学歴の程度が高くなるにつれて「できる」と答えた者が多くなり、大學卒業者では67%が「できる」と答えている。「時によつてできる」者は女学校卒業の56%が最高率であり、また「できない」と答えた者は学歴の低くなるほど多くなつていて。

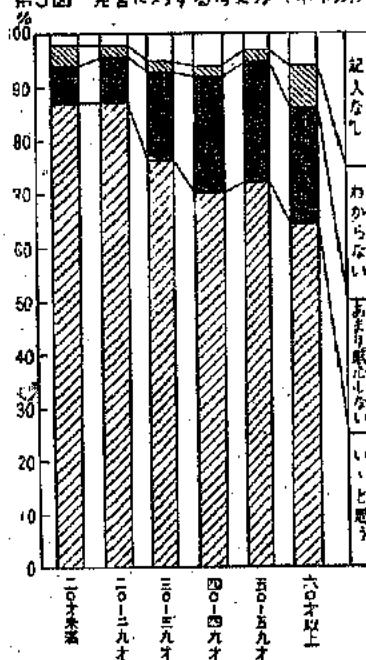
(5) あなたは女人が男の人たちと議論をするのは良いことだと思いますか。



婦人が発言に対してどのような考え方を持つているかをこの質問によつてきいてみると、78%という率が示すように、大部分の者がいいと答えているが「あまり感心しない」とする者が16%ある。

これを年令別にみると、年令が多くなるに従つて「いいと思う」者の率は下り「あまり感心しない」者が多くなつていて、若い人々の方が積極的であると言えよう。未婚既婚別では「いいと思う」者は未婚者が88%、死別離別の者80%であるが有夫の者は72%で最も低い。これにひきかえ「あまり感心しない」と答えた者の率は有夫の者が21%で最も高く、死別離別の者は14%、未婚者は8%となつていて。

第5図 発言に対する考え方(年令別)

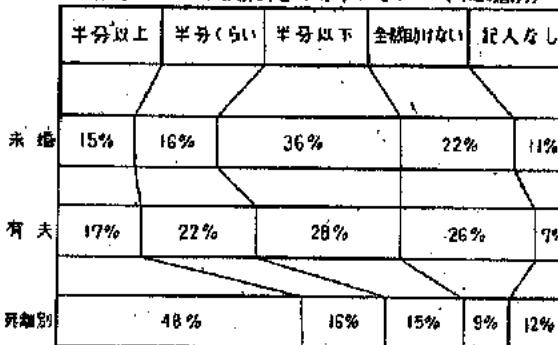


(6) あなたは内職をしたり、お店や夫の仕事を手伝つたり、あるいは外に出で働いたりしてどの位家計を助けていますか。



この問題は経済的に婦人がどれだけ家計に寄與しているかを知るためのものであるが、「全然助けない」者は22%にあらず40%の者が「半分くらい」或は「半分以上」を助けている。未婚既婚別でみると未婚者では「半分くらい」又は「半分以上」助けている者の合計は31%であるが、死別又

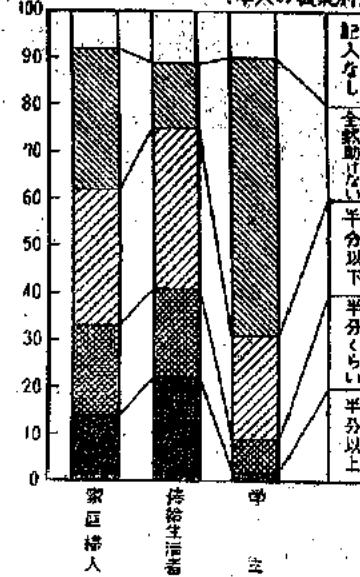
第6図 「どの位家計を助けているか」(未既婚別)



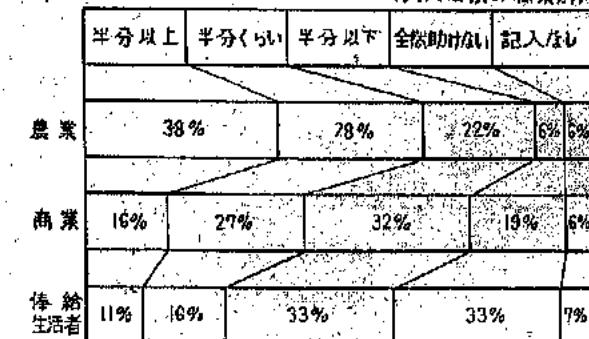
本人の職業別では俸給生活者の75%が或る程度〔「半分以上」、「半分くらい」或は「半分以下〕家計を助けており、「全然助けない」者は僅か14%である。家庭婦人でも62%が何等かの形で家計を助けている。

夫又は家の職業のうち、農業、商業、俸給生活者の三つを選んで比較してみると、農業に従事する夫又は父を持つ農村婦人の66%が「半分以上」或は「半分くらい」家計を助けているが、商業や

第7図 「どの位家計を助けているか」(本人の職業別)

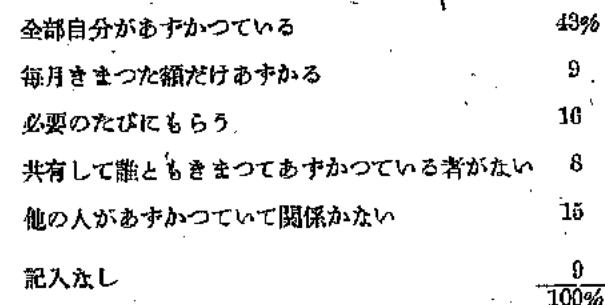


第8図 「どの位家計を助けているか」(夫又は家の職業別)

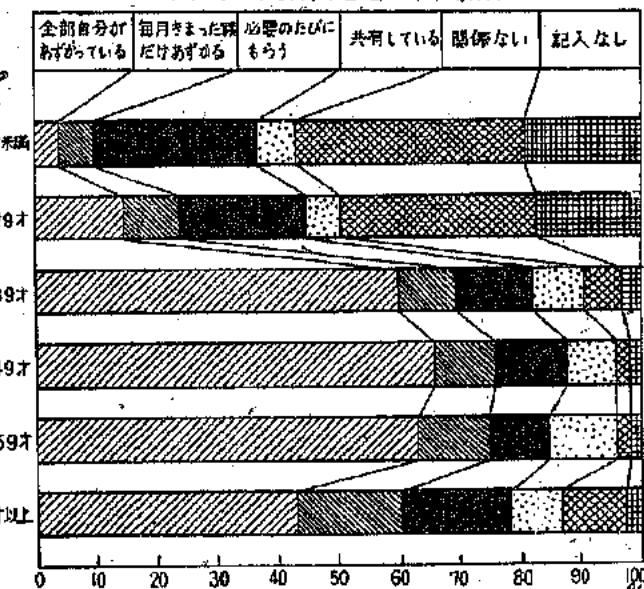


なお、家計への寄與は巻末の調査票にも記してあるように、商業、農業についてはそのために費す時間で回答を求めたものである。

(7) 日常の家計費は誰があずかつていますか。



第9図 「家計費の管理」(年令別)



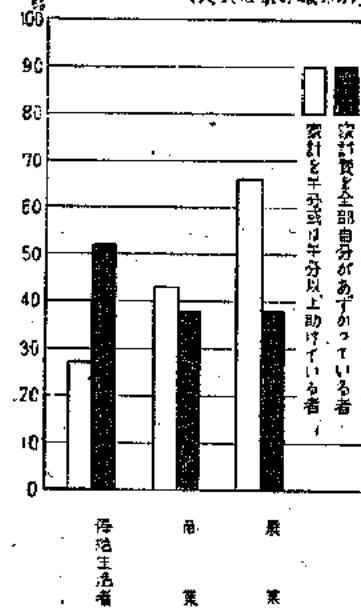
日常の家計費は誰があずかつているかをしらべてみると、43%の者が「全部自分があずかつている」と答えているが、「必要なたびにもらう」者が16%ある。これを年令別にみると20未満及び20才代では「全部自分があずかつている」者の率は低いのであるが、30才代、40才代、50才代になるとその率は急激に上昇し、40才代は最高の60%を占めている。これと反対に「必要なたびにもらう」者や「他の人があずかつていて関係がない」者は20才未満20才代に多くなっている。

また夫又は家の職業別では、前の問題で明らかにように、農業に従事する夫又は父を持つ農村婦人の66%もが「半分」或は「半分以上」家計を助けていながら、「全部自分があずかつている」者は88%で他の職業の妻や娘よりは低く、「必要なたびにもらう」者の率が高くなっている。このことは、家計費と生産費を分離していくことによるのであろうが農村における婦人の地位がなお低いことを示しているのではないか。

このことをさらに半分以上家計を助けている者、少くとも半分は助けている者(「半分以上」「半

分くらい」、少くともいくらかは助けている者(「半分以上」+「半分くらい」+「半分以下」)のグループに分けて「全部家計をあずかつている」者を1としてそれぞれのグループにおける家計への寄与とその管理権との割合をみると、第7表のように「半分以上」助けているグループでは、農業に従事する夫又は父を持つ農村婦人は「全部家計をあずかつている」者1に対して「半分以上」家計を助けている者の割合は1.3なのであるが、俸給生活者の妻や娘は0.2ということになる。言いかえれば、農村婦人では「全部家計をあずかつている」者10人にに対して「半分以上」家計を助ける者は13人いなければならぬのに対し、俸給生活者の妻や娘は「全部家計をあずかつている」者が10人いてもそのうち「半分以上」家計を助けている者はたつた2人しかいないことになる。

第10図 家計費への寄与とその管理  
(夫又は家の職業別)



第7表 家計費の寄与とその管理の割合  
夫又は家の職業別

	半分以上家計を助けている者	少くとも半分は家計を助けている者	少くともいくらかは家計を助けている者
農業	1.3	1.8	2.4
商業	0.4	1.1	2.0
俸給生活者	0.2	0.5	1.2

(註) 数字は家計を「全部自分であづかつている」者を1とした割合

(8) あなたは家族の大事な問題(たとえば子供の学校の問題とか結婚の問題など)の決定に自由に意見を述べますか。

のべる	85%
えんりよする	7
できない	2
記入なし	6
	100%

「意見を述べる」者が85%という高率を占めているが未だに「えんりよする」者や「できない」者が9%ある。

「えんりよする」者はどんな年令層に多いか第8表によつてみれば、若い者からだんだんにその率が低くなり、60才以上の高齢になるとまた高くなつてゐる。これは家庭内の権力を反映するものではあるまい。

また夫又は家の職業別にみたところでは、農業、工業の順(漁業は数が少いために除く)に高率を示している点から封建性はその方面により多く残つてゐるとも言えよう。

第8表 家庭内における發言権(年令別)

年令別	総数	意見を述べる	意見を述べる のをえんりよする	意見を述べる ことができる ことがない	記入なし
20才未満	100%	66	12	8	14
20~29才	100%	79	10	3	8
30~39才	100%	88	7	1	4
40~49才	100%	92	4	1	3
50~59才	100%	95	2	1	2
60才以上	100%	92	7	0	1
不明	100%	82	8	2	8

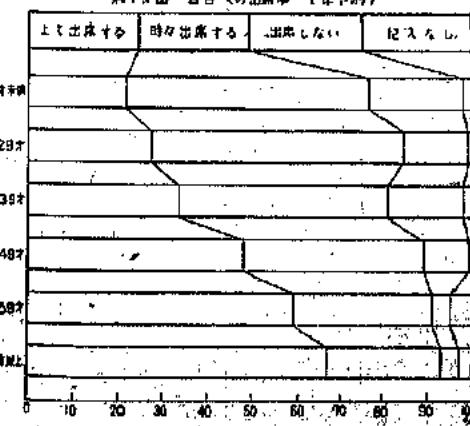
(9) あなたは婦人会、青年会、組合あるいは研究会、修養会のような会合に出席しますか。

よく出席する	38%
時々出席する	47
出席しない	18
記入なし	2
	100%

「時々出席する」者が47%で約半数に近く、次いで「よく出席する」に○をつけた者が多かつた。注目すべきは、この調査を実施した会合に出席しながら「出席しない」と答えた者が18%あつたことで普段会合に出席しなかつた婦人にも婦人週間が何等かの影響をあたえたと推察される。

「よく出席する」者は第11図に示すように年令順にだんだん率が上昇してゐるが、未婚既婚別でみると死別又は離別による独りの婦人

第10図 会合への出席率(年令別)



が45%、有夫の者が43%未婚の者は29%で死別離別の者が最も高い。

(10) あなたは新聞を読みますか。

毎日読む	80%
時々読む	19
読まない	1
記入なし	0
	100%

新聞の読み方にもよるのであろうが、毎日、新聞を読む者は80%で、時々読む者の19%を合計すると89%になる。この調査の対象となつた全衆が学歴においても一般のレベルよりは高く、質問12の投票率においても94%で全国女子の投票率よりは26%も高いことを思い合せるならばこれらの婦人は社会的関心も深いものと思われる。

(11) あなたが先月読んだ雑誌の名前を全部書いて下さい。

まず雑誌を読んだ者、読まなかつた者をわけてみると、読んだ者は5,711名中4,215名で全体の74%、読まなかつた者は26%であつた。雑誌の種類は非常に多く、一應最も読む者の多い順に6種類取出して調査員に対する率をとつてみると

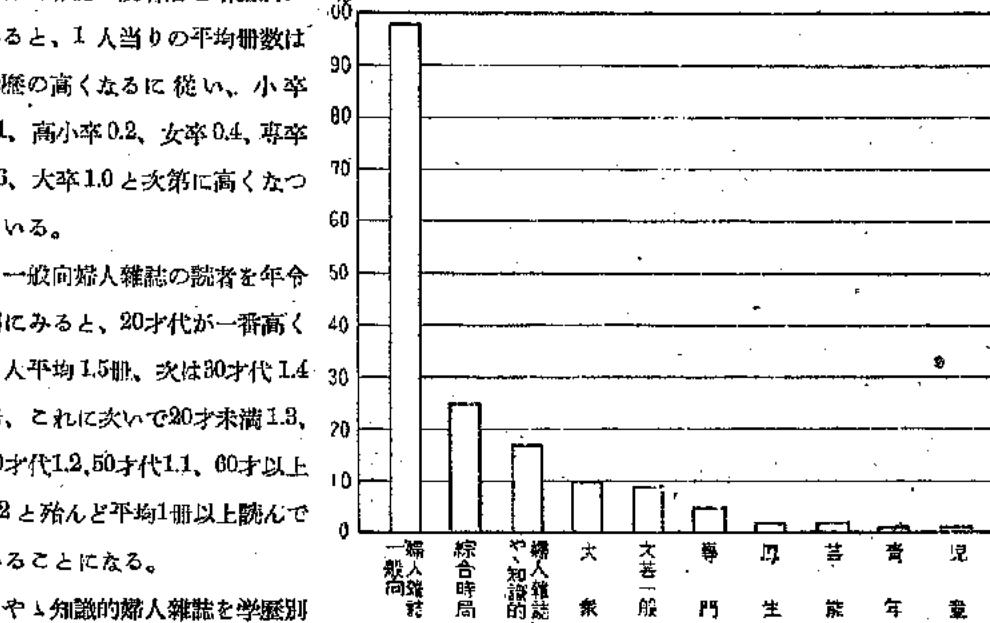
主婦の友	16%
主婦と生活	14
リーダースダイジェスト	13
婦人生活	13
婦人俱楽部	12
婦人世界	11
その他	9%
記入なし	28

となつている。以上により未だに婦人の読書レベルは婦人雑誌の程度であることを示しているが、ただリーダースダイジェストが8位に進出しているのは注目すべきである。

雑誌を読まなかつた者の中には近頃の婦人雑誌はつまらないからと答えてゐる者もあり、第8問の「婦人の地位はどうしたら向上できるか」に対しても少數ではあるが婦人雑誌の質をよくすることと答えた者がある。

さらに、この間にに関する解答の雑誌約150種、9,956冊を次の表のように用紙割当率の分類を参考として10部門に分けて集計したが、最も多く読まれていたのは一般向婦人雑誌、次いで総合雑誌、第3位はやや知識的婦人雑誌の順であつた。それ以下はぐつと下つて大衆雑誌、文藝、専門、厚生、芸能など低い比率であつた。なお、総合時局雑誌のうち58%はリーダースダイジェストによつて占められている。

第12図 雜誌の購読



一般向婦人雑誌の読者を年令別にみると、20才代が一番高く1人平均1.5冊、次は30才代1.4冊、これに次いで20才未満1.3、40才代1.2、50才代1.1、60才以上1.2と殆んど平均1冊以上読んでいることになる。

やや知識的婦人雑誌を学歴別

にみると学歴の高くなるにしたがい次第に読書の率は高まつてゐる。又本人の職業別にみると俸給生活者が平均0.4冊読んでいて最も高く、これについて学生、商業、家庭婦人となつていて働く婦人が最多多いことが知られる。

又1人当たりの総平均読書冊数は2.4冊である。

第9表 雜誌の分類 (用紙割当率による)

1. 総合時局  
改造、中央公論、世界文化、思潮、前進、自由國民、リーダースダイジェスト、カトリックダイジェスト、ニッポンダイジェスト、眞相、アサヒグラフ、週間朝日、日本週報、世界の動き、
2. 青少年  
学生、新しい世界、青年文化、若人、アカツキ、
3. 婦人(一般)  
主婦の友、婦人クラブ、婦人の友、家の光、家庭生活、スタイル、婦人画報、暮らしの手帖、婦人生活、婦人と生活、婦人と子供、女性、美貌、婦人世界、その他、  
(やや知識的)  
婦人公論、女性改造、婦人文庫、婦人の世纪、新婦人、婦人、婦人朝日、芸能、女性線、女性の利

学、働く婦人、その他
4. 児童 少女の友、ひまわり、白鳥、母とともに、少女
5. 大衆 キング、苦楽、小説新潮、八雲、面白クラブ、新青年、大衆クラブ、放送文化、ロマンス、放送、サン、りべらる、読切雑誌、愛石
6. 文芸一般 人間、展望、花、総合文化、心、個性、芸術、九州文学、東北文化、世界文学、現代人、牛乳、新潮
7. 芸能 近代映画、スクリーン、スター、幕間、テアトロ、音楽の友、スキン、ジャーナル、新演劇、コード音楽、音樂
8. 厚生(イ、生活) 生活科学、生活、博愛、ソレイユ、保健文化、装飾、るこすちうむ、デザイン、私のきもの、栄養と料理、食生活 (ロ、スポーツ) ホームラン、ベースボールマガジン、つり人、山と高原、山小屋
9. 趣味 Camera、光画月報、旅、観光、盆栽
10. 事門 文學、文學、法律時報、法律、エコノミスト、農業、経済、思想、理論、知識、哲学、思想、思想と國文學、法政研究、法律、業の日本、経済、大法輪、知と行、日鳴、忍、宗教 P.T.A.、教育、科学、農業、教育

(12) あなたは1月23日の衆議院議員の選舉のとき投票しましたか。

	選挙権のない者を除いた投票率	全国女子投票率
投票した	81%	94%
投票しなかつた	3	6
選挙権がない	14	32
記入なし	2	100%

投票した者は81%の高率を示し、総数の5,711名中から選挙権のない者を除いて率をとつてみると94%である。これは同じ1月23日の全国女子投票率68%よりはるかに高率であり、この削減の対象となつた婦人週間の会合参会者は政治的にも意識の高い婦人たちであつたと言えるであろう。

学歴別では小卒の投票率が最も高く、学歴の高くなるに従いその率はかえつて低くなつてゐる。

未婚既婚別にみると有夫の者が最高で94%、死別又は離別の者91%、未婚者57%となつてあり、未婚者が非常に低いがこの中には投票権がない者が37%も含まれているためである。

(13) 次の場合に新しい民法の條文ではどうなつていますか。

この問題は新民法によつて婦人の立場が根本的に変つたことを婦人自身がどの程度理解しているかを知るために選んだものであつて、誰にでも一應関係のある問題をと考えて次の事項について質問した。

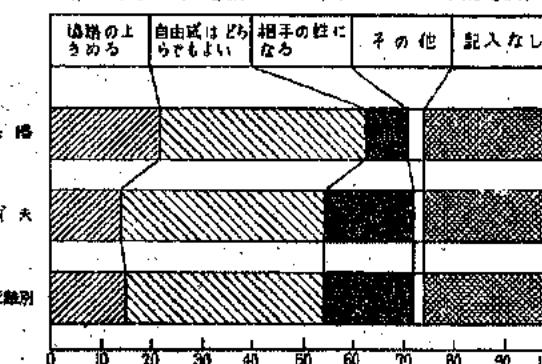
(1) 女の人が結婚した時、姓はどうなりますか。

協議によりきめる	16%
自由或はどちらでもよい	39
相手の姓になる	14
その他	2
記入なし	29
	100%

旧民法では原則として妻は結婚によつて夫の家に入ることとなつてゐたため夫の家の姓(氏)を稱していたが、新民法では家の制度の廢止、男女平等の見地から双方の協議により夫の姓とするか妻の姓とするかをきめることになつたが、この質問に対する回答は「協議によりきめる」と正しい答をした者が16%、表現があいまいだが大体理解していると思われる「自由」或は「どちらでもよい」と答えた者39%、旧民法のままの考え方で「相手の姓になる」と答えた者14%、「夫婦が別々の姓をなのる」或は「新しい姓になる」等と答えた者2%、答えなかつた者29%となつていて、55%が新民法の規定の趣旨を大体理解しているが、45%は知らないということになる。これをさらに

未婚者と既婚者の別でみると第13回の通りさすがに理解している者の率が違つてゐる。すなわち、未婚者では大体正しい答えをした者が68%、「相手の姓になる」と答えた者8%に対し、有夫の者及び死別離別の者では、正しい答54%、「相手の姓になる」18%となつてゐる。

第13回 結婚後姓はどうなるか (未婚既婚別)



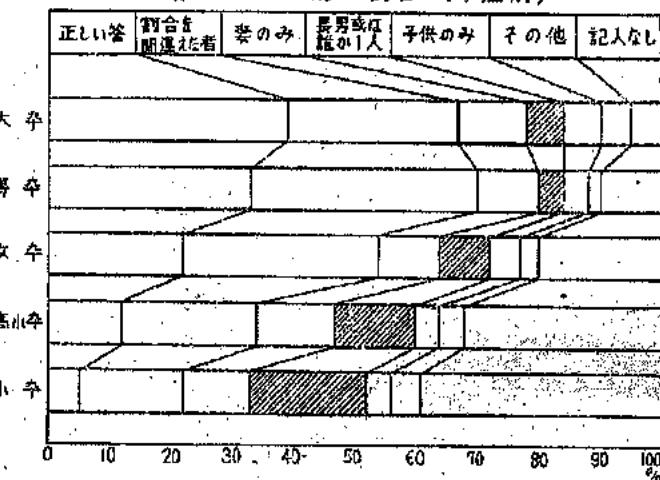
次に学歴別では大体正しい答をした者が小卒86%、高小卒48%、女卒59%、専卒76%、大卒67%と著しい開きを示してゐる。年令別では20才代が最も理解している者が多く、30才代、60才代、50才代、20才未満の順に低くなつてゐる。

(ロ) 夫婦に男の子が2人、女の子が1人居る家庭で夫が亡くなつた時離が財産を相続しますか。

妻三分の一、残りを3人の子供で平等に分ける	18%
割合を間違つて答えた者	26
妻のみ相続する	11
長男或は離が1人	10
子供のみ相続する	4
その他の	4
記入なし	27
	100%

この問題は財産のない者には関係のない事だと言つてしまえばそれまでのことであるが、家の制度の廢止に伴う家督相続の廢止によつて財産相続のみとなつたことや、配偶者の相続権を認める等大幅な改正の行われた点であり、従来男子に比べて非常に不利な立場にをかれていた婦人にとって特に関心のある問題の筈であるが、「妻三分の一、残りを三人の子供で均分相続」と相続の割合について今まで正しく答えた者は18%、妻と三人の子供が相続すると答えたが相続の割合をまちがえている者が26%、妻のみ相続すると答えた者11%、長男或は誰か一人が相続すると答えた者10%、子供のみ相続すると答えた者4%、その他4%、答えなかつた者27%で、44%が新しい相続についての規定を一應知つているが、56%は知らないか或は誤解をしており、(イ)の場合にくらべて知らない者もつと多い。

第14図 相続の割合 (学歴別)



この問題について理解している者の率は学歴別に最も相違が著しく第14図のとおりであるが、年令別では20才未満と50才以上とにあまりよく理解されておらず、未既婚別では殆ど差がない。本人の職業別では一應理解しているものが家庭婦人では51%、俸給生活者41%、商業88%、学生70%、その他4%、記入なし27%となつていて、家庭婦人と自分で勤めている者とをくらべると非常に違つているが、これは年令構成にも多少關係しているであろうが、主として自分で勤めている者は家庭婦人にくらべて他の人の財産を相続すると

いうことに比較的関心が薄いと言えるのではないかろうか。次に家を相続するという考えが残つてゐると思われる長男或は誰か一人が相続すると答えたものについてみると、60才代、40才代の14%がもつとも多く、20才代の8%がもつとも少くなつてゐる。夫又は家の職業別では農林業の17%を最高に俸給生活者の8%が最低となつてゐる。なお相続権が妻のみにあると答えたものが11%あるが、これは新民法の誤解によるものであらうが注意を要する点である。

以上(イ)及び(ロ)の質問を通じて知ることができるよう、婦人週間中の会合に集つた人々でさえ約半数が新民法それも特に私達と非常に關係の深い事項についてさえ知らないか或は誤った知識をもつてゐるのであるから、会合にも出かけることをしない一般家庭婦人のことは推して知ることができよう。婦人自身が自分のをかけた立場を正しく知ることは先づ第一段階である筈である。婦人に關係のある法律の正しい理解徹底のためにまだまだ多くの努力が必要である。

(14) 婦人少年局ではいろいろなパンフレットやリーフレットを出していますがみなさんはどんな内容のものが嬉しいですか。

家庭生活を合理化するための料理や家事の知識	60%
修養に関するもの	47
婦人に關係ある法律の解説	42
外國の婦人の地位について	31
産児制限	15
妊娠と育児に関するもの	16
その他の	8
記入なし	16

ほしいものはいくつも希望させたため計は100を越すが希望の第1位は「家庭生活を合理化するための料理や家事の知識」で100人につき80人の割で希望している。特に注意したいのは「婦人に關係ある法律の解説」を希望する者が100人中42人もあることで、社会の変化、婦人の進歩を物語るものであろう。

最も率の高かつた「家庭生活を合理化するための料理や家事の知識」を希望する者をさらに細かく分析すると、学歴別では小卒、高小卒、女卒、専卒と(大卒は数が少いために除く)学歴の高くなるに従つて希望の率も高くなつてあり、未婚既婚別では、現実の日常生活からの要求が大きいためか有夫の者が最も高い。

「婦人に關係ある法律の解説」については、学歴別ではやはり学歴の高くなるに従つて高くなっている。これをさらに未婚既婚別にみると、有夫、未婚、死別又は離別の者の順になつていて

「婦人に関する法律の解説」は死別又は離別などにより世帯主になつて社会的にも責任を持たなければならない者からの要望が最も強かつた。

## 8. あとがき

以上が簡略ながら婦人週間の会合に出席した婦人たちの回答をまとめたものである。これにより婦人一般を推しはかることはできないが、年令層、学歴の程度、或は職業の種類などによりどのような相違があるかは大体の傾向を知ることができるであろう。このささやかな調査結果が婦人團体や婦人の問題に关心を持つ人々によつて利用され、これらの問題を自分自身の問題として婦人の地位の現状を検討し、向上させるための資料ともなれば幸いである。

なお、この報告書は1949年6月に発表した中間報告に年令別、学歴別、未既婚別、職業別などの分析を加えて印刷したものである。内容については巻末につけた附表をも参照の上御覽いただきたい。

## 附録 I 調査票

### 婦人の地位についての調査

労働省婦人少年局 1949年4月

お願い (1) 必要なところに○をつけて下さい  
(2) 必要なところに記入して下さい

1. あなたは終戦前と今日と比べて毎日の生活において婦人の地位が向上したと思いますか。  
イ、相当向上したと思う。  ロ、少しあに向上了と思う。  
ハ、向上したと思わない。  ニ、わからない。
2. あなたは婦人の地位の向上を妨げているものは何だと思いますか。  
(簡単に個條書きにして下さい)
3. あなたは婦人の地位をもつと高めるにはどうしたらいいと思いますか。  
(簡単に個條書きにして下さい)
4. あなたは男の人も一しょの会合で自由な気持でどんどん意見を発表することが出来ますか。  
イ、できる。  ロ、時によつてできる。  ハ、出来ない。  
ニ、そのような会合に出たことがない。
5. あなたは女の人が男の人たちと議論をするのは良いことだと思いますか。  
イ、いゝと思う。  ロ、あまり感心しない。  ハ、わからない。
6. あなたは内職をしたり、お店や夫の仕事を手伝つたり、或いは外に出て働いたりしてどの位家計を助けていますか。(お店や農業を手伝つている人はそのために働く時間で考えて下さい)  
イ、半分以上。  ロ、半分くらい。  ハ、半分以下。  ニ、全然助けない。
7. 日常の家計費は誰があずかつていますか。  
イ、全部自分があずかつている。  ロ、毎月きまつた額だけあずかる。  
ハ、必要なたびにもらう。  ニ、共有して誰ともきまつてあずかつているものがない。  
ホ、他の人があずかつていて関係がない。
8. あなたは家族の大事な問題(たとえば子供の学校の問題とか、結婚の問題など)の決定に自由に意見を述べますか。  
イ、のべる  ロ、えんりよする。  ハ、できない。
9. あなたは婦人会、青年会、組合あるいは研究会、修養会のような会合に出席しますか。  
イ、よく出席する。  ロ、時々出席する。  ハ、出席しない。  
なぜ出席しませんか。(理由を簡単に書いて下さい)

















昭和25年3月10日 印刷  
昭和25年3月15日 発行

編集兼  
发行人 東京都千代田區代官町1番地  
勞働省婦人少年局  
印刷人 東京都中央區入船町2番3  
永井直保  
印刷所 東京都中央區入船町2番3  
永井印刷工業株式會社